

建設業許可新規申請予約時間の変更について

建設業許可新規申請において予約制度を一部導入しておりますが、平成31年1月4日より予約対象審査時間を前倒しいたします。

なお、経営事項審査についての変更はありません。ご注意ください。

区分	予約対象案件	予約受付時間	予約対象の審査時間 (平成30年12月28日まで)	予約対象の審査時間 (平成31年1月4日以降)	相談コーナー	備考
建設業許可	新規 ○許可換え新規、廃業新規、 般特新規は除きます。	月曜～金曜 9:00～17:00 建設業課窓口・FAX・メールにて予約受付します。 ○予約変更・取消しは直接窓口及び電話で行っています。	月曜～金曜	月曜～金曜	各時間帯 窓口数1	○従来通りの先着順でも審査いたします。 ○2か月先の審査日まで予約できます。 ○平成31年1月4日以降の審査を行う分 から予約を受付します。 ○追加申請・更新申請・変更届等は 予約不要です。
			○9:30～ ○10:30～ ○13:30～ ○14:30～ ○15:30～	○9:15～ ○10:15～ ○13:15～ ○14:00～ ○15:00～		
経営事項審査	全て	月曜～金曜 9:00～17:00 建設業課窓口にて予約受付します。	月曜～金曜	各時間帯 窓口数3	変更はありません	○2か月先の審査日まで予約 できます。

※ 新規建設業許可申請で予約する場合は、別紙1 「新規申請で予約する場合のフロー図」をご覧ください。

《問い合わせ先》

都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

03-5321-1111(代) 内線30-661,662,666,671

予約変更・取消 03-5321-1111(代) 内線30-691

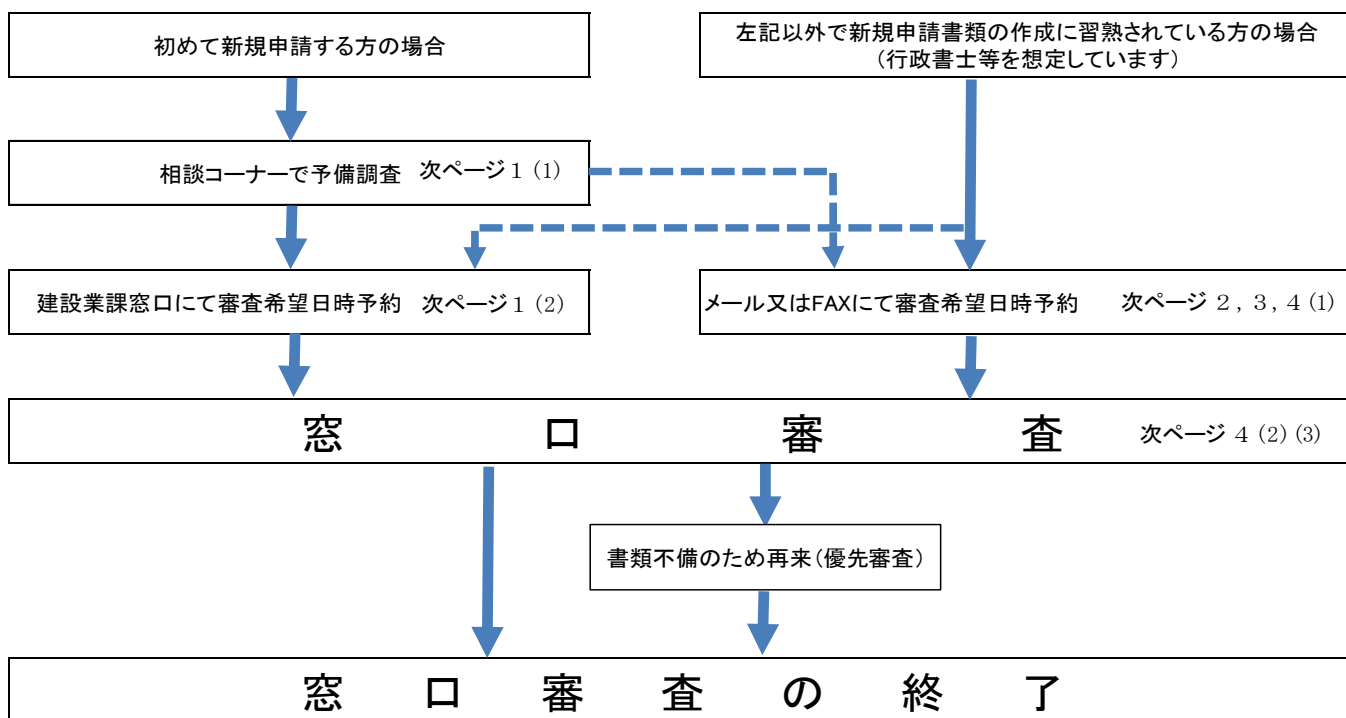
予約メール S0000167@section.metro.tokyo.jp

予約FAX 03-5388-1356(直通)

都市整備局市街地建築部建設業課指導担当

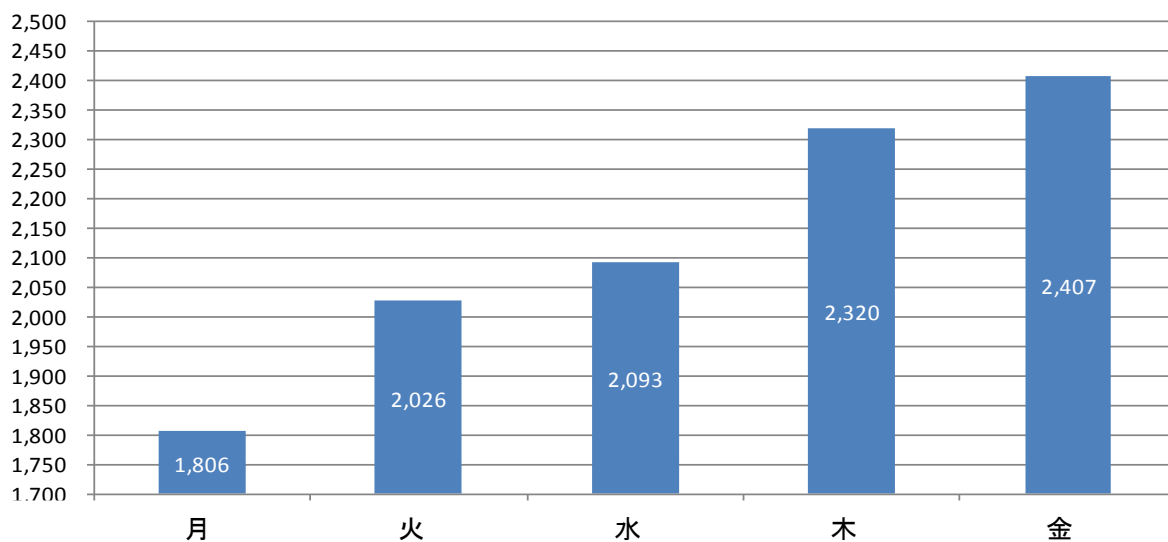
経営事項審査 03-5321-1111 内線 30-681,682

新規申請で予約する場合のフロー図



曜日別来庁者延べ人数実績（平成25年度）

（単位：人）



※ 新規申請においても、上のグラフのように週末に集中する傾向がありますので、予約の際の参考にして下さい。

1 予備調査及び建設業課窓口での予約方法□

- (1) 初めて新規申請する方は、相談コーナーにて「建設業許可新規申請予約票(以下「予約票」と記します。)」を記入した後に、原則として予備調査を受けてください。□
- (2) 新規申請に必要な書類が整っていると判断された場合、相談員が予約票に予備調査済印を押印しますので、受付にて審査希望日時を予約を行ってください。申請者の方に予約一覧表のパソコン入力画面を確認していただいた上で、受付担当者が予約票に予約確定日時等を記入します。□
- (3) 上記(1)(2)について、新規申請書類作成に習熟されている方(行政書士等を想定しています。)はここの限りではありません。

2 メールでの予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票の画像ファイル又はPDFを添付して、最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません。)までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「S0000167@section.metro.tokyo.jp」へ送信してください。
なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。□
- (2) 確認次第、メールにて予約時間を記載した予約票を、PDFで添付して返信します(遅くとも、最も早い□予約希望日の前日(閉庁日は含みません。)の正午まで。)
- (3) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線30-691」まで、お問い合わせ□してください。

3 FAXでの予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票を最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません。)までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「03-5388-1356」へ送信してください。
なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。
- (2) 確認次第FAXにて予約時間を記載した予約票を返信します(遅くとも、最も早い予約希望日の前日(閉庁日は含みません。)の正午まで。)
- (3) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線30-691」まで、お問い合わせ□してください。

4 その他

- (1) 予約日時の調整
 - メール又はFAX予約で、御希望の日時が既に予約済みの場合、当課から電話で連絡し日時を調整させていただきます。
- (2) 窓口審査
 - 指定された日時に予約票を持参の上、建設業課窓口までお越しください。係員がお呼びします(予約時間においでにならない場合、他の方を優先することがあります。)。□
 - 新規申請については、審査内容により時間を要することとなった場合、後の予約者に御迷惑とならない範囲で対応させていただきますが、申請に当たっては書類のとじ方、順番、確認資料の整理等について本手引をよく御確認していただきますようお願いいたします。
- (3) 預金残高証明書
 - 金融機関が発行する「預金残高証明書」の取扱いについては、従来新規申請受付日(窓口審査終了日)としていましたが、平成28年度審査分からは、予約制度を行う新規申請に限定して、申請者の方が予約受付を行った日において、証明日から1か月以内であることを要件とします。

建設業許可新規申請予約票

別紙3

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

申請者・担当者・電話番号、希望日時等の太枠の部分の記入をお願いします。

申請者 (法人名・個人事業主名等)	
担当者 (申請担当者名) 又は (行政書士等名・職印)	職印
担当者電話番号 (日中連絡のつく携帯等)	
FAX予約の場合、FAX番号	()

初めてされる新規申請以外(許可換え新規、廃業新規、般特新規、業種追加等)は、本制度の対象外です。で、番号札をひいてお待ちください。

① 相談コーナーにて予備調査終了後、東京都相談員が記名・押印いたします。

予備調査済印	平成 年 月 日 相談員名 印
--------	--------------------

② メール又はFAXで予約申し込みする場合、下記にご記入いただき、本予約票を送信してください。
(メールへの添付はPDF・画像いずれも可)

メール: S0000167@section.metro.tokyo.jp 件名「建設業許可新規申請 予約担当者 宛」

FAX: 03-5388-1356 宛先「建設業課新規申請 予約担当者 宛」

第1希望	月 日 ()	9:15・10:15・13:15・14:00・15:00
第2希望	月 日 ()	9:15・10:15・13:15・14:00・15:00
第3希望	月 日 ()	9:15・10:15・13:15・14:00・15:00

- ・ご都合のつく時間に複数〇印をつけていただいても結構です。
- ・本予約票を、最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません。)までに送信してください。
- ・遅くとも最も早い予約希望日の前日(閉庁日は含みません。)の正午までに、予約日時が記載された予約票をメール又はFAXにて返信します。
- ・ご希望の日時が既に予約済の場合、当課から電話で連絡し、日時を調整させていただきます。

③ 予約確定日時は当課において記載します。

予約確定日時	月 日 時 分 を予約しました 予約窓口担当印 予約受付印
--------	----------------------------------

【お願い】

- 予約当日は本予約票を必ずお持ちいただき、建設業課窓口にお声かけください。
- 予備調査では新規申請に必要な書類が整っているかの確認のみを行っています。
そのため窓口審査にあたっては、書類の内容を説明できるようご準備をお願いします。